

令和6年2月19日

太子町長 沖 汐 守 彦 様

太子町行財政審議会

会長職務代理者 中村 孝秀



「太子町行財政改革推進プラン」について（答申）

令和6年1月26日付太総務第1148号で諮問のあった、「太子町行財政改革推進プラン」について、審議を重ねた結果、全員一致で結論を得ましたので、下記のとおり答申します。

記

1. はじめに

社会情勢の変化に伴う新たな住民ニーズへの対応や災害への対策、また、自治体DXの推進等、未来のまちづくりに向けた投資が必要となる状況下において、スマート自治体の実現による持続可能な住民サービスの提供を図るために策定された「太子町行財政改革推進プラン」について、次のとおり審議を行った。

2. 審議経過

本審議会において、事務局より提出された資料を基として慎重な審議を重ねた結果、次の結論に達した。

3. 答申内容

「太子町行財政改革推進プラン」については、原案のとおりとすることを妥当と考える。

なお、答申に際して、下記のとおり意見を附帯する。

4. 附帯意見

- (1) 事務事業の見直しによる経費削減など、これまでの行財政改革の取組を継続するとともに、公共施設の最適化等の人口減少に即したまちづくりへの転換を図ること。
- (2) 全般的な補助金及び交付金、各種使用料、手数料等の見直しを進めること。
- (3) 未利用、低利用の公共施設、公共用地の民間活用（売却・貸与）を進めること。
- (4) 子どもたちの未来のための施策に優先的に取り組むこと。
- (5) 町最上位計画である町総合計画（実施計画）と連動させたプランとし、実効性・実現性を高めること。

- (6) AIやRPA等のICTの積極的な活用を通じて、自動化・省人化を図り、効率的に事務を処理する体制を構築すること。
- (7) 自治会や商工会等の各種団体と協働し、人口増加や地域活性化につなげること。
- (8) 超高齢化社会に対応するため、デジタルデバイドの解消に取り組むとともに、高齢者や障害者の外出支援を併せて検討すること。
- (9) 社会情勢や国県等の政策の変更等が生じた際は、方針やスケジュールの見直し等、柔軟に対応すること。

